



歴史的風致形成建造物の指定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第12条に基づき、下記の建造物について歴史的風致形成建造物として指定し、指定標識を市長から関係者に授与します。

- 日 時 令和6年2月1日（木）15時30分から
- 場 所 桐生市役所3階 特別応接室
- 指定する建造物 旧株式会社金芳織物工場事務所及び鋸屋根工場、旧金谷家住宅及び旧株式会社金芳織物工場染色場
- 授与する標識 歴史的風致である桐生織の絵画織技術で織られた標識を、桐の葉模様の組子がデザインされた額に入れ込んだ、今回の指定のために作成した、オリジナルの標識です。
- その他 ・冒頭から指定標識を授与するまでの間は、撮影可能です。
・指定建造物の画像等が必要な場合は、ご連絡ください。
- 添付資料 歴史的風致形成建造物概要



【問い合わせ】

都市整備部都市計画課歴まち・街路係
担当 上波・峯岸
TEL 0277-46-1111（内線745・787）

歴史的風致形成建造物について

歴史的風致形成建造物の指定制度（「歴史まちづくり法」第12条）

重点区域の歴史的建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、その維持向上のために保全を図る必要があると認められるものについて、桐生市長が建造物の所有者及び教育委員会の意見を聴いて指定を行う制度（所有者の同意・一般公開に関する協定の締結が必要）

<指定基準>

本市の歴史的風致を維持向上する上で重要な建造物であり、次のいずれかに該当

- ①桐生らしい地域性、歴史性が表れている建造物
- ②歴史的、文化的に市民に親しまれている建造物
- ③外観が景観形成上重要で歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物
- ④意匠・形態・技術性が優れている建造物

ただし、指定の方針を十分に踏まえたもので以下の条件を満たすもの


- ①概ね築50年程度経過しているもの
- ②所有者または管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

令和 5 年度指定 歴史的風致形成建造物の概要

1. 旧株式会社金芳織物工場事務所及び鋸屋根工場(指定第 15 号)

	所在地	東久方町	建築年代	大正 8 年、昭和初期
	建築概要	工場 木骨煉瓦造平屋建鉄板葺 事務所 木造 2 階建		
	特徴等	旧金芳織物工場の鋸屋根工場、事務所。鋸屋根工場は大正 8 年(1919)に建設。外壁煉瓦で、事務所は昭和初期の洋風建物。旧金谷家住宅と一体。現在はベーカリーカフェとして有効活用されている。		
	備考	国登録有形文化財(平成 10 年 12 月 11 日) 歴史的風致形成建造物指定基準①②③に該当		

2. 旧金谷家住宅及び旧株式会社金芳織物工場染色場(指定第 16 号)

	所在地	東久方町	建築年代	明治 6 年、大正 8 年、昭和 6 年
	建築概要	主屋 木造平屋建一部 2 階建、瓦葺 蔵 土蔵造 2 階建、瓦葺 染色場 木造平屋建、鉄板葺		
	特徴等	旧金芳織物工場の主屋と蔵(明治 6 年)で、旧金芳織物工場の鋸屋根工場などと連続している。主屋は昭和 6 年(1931)に建設された和風建築物で、他に土蔵などがある。繊維産業で栄えた織物会社の様相が良好に残る。 染色場(大正 8 年)は事務所の裏手に位置している。		
	備考	国登録有形文化財(平成 27 年 8 月 4 日) 歴史的風致形成建造物指定基準①②③に該当		

<参考> (指定済歴史的風致形成建造物) ※ ()内は、指定年度

第 1 号 桐生織物会館旧館(H30) 第 2 号 群馬大学工学部同窓記念会館(H30)

第 3 号 旧模範工場桐生燃糸合資会社事務所棟(H30) 第 4 号 西桐生駅駅舎(R1)

第 5 号 美和神社(R1) 第 6 号 桐生西宮神社(R1) 第 7 号 旧細谷家住宅(R2) 第 8 号 桐生絹織(R2)

第 9 号 旧堀祐織物工場(R3) 第 10 号 旧堀家住宅(R3) 第 11 号 金善ビル(R3)

第 12 号 桐生倶楽部会館(R4) 第 13 号 後藤織物(R4) 第 14 号 森島家住宅及び森秀織物工場(R4)